

始まります！

確定申告

平成19年分の住民税と所得税の申告相談が
2月7日(木)から始まります。
各自の地区指定日に正しく申告できるよう、
記載事項をよく読んで準備をお願いします。



●平成19年分の主な税制改正

【定率減税の廃止】
平成18年分までの定率減税(所得税額の10%相当額)が、平成19年分から廃止されています。

【農業所得標準の廃止】
平成19年分の申告から農業所得について標準の適用が廃止となり、すべての農家が収支計算による申告になります。

【税率の改正】(表1)
税源移譲により、平成19年分所得税から左記の税率になっています。

表1 速算表

課税される所得金額(千円未満切り捨て)	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超～330万円以下	10%	97,500円
330万円超～695万円以下	20%	427,500円
695万円超～900万円以下	23%	636,000円
900万円超～1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円

●税源移譲による経過措置について

【住宅借入金等特別税額控除】

広報にかほ12月1日号でもお知らせしましたが、住宅ローン控除額を所得税から引ききれなくなる方について、その分を住民税から控除する措置があります。対象者は申告書を提出しないといと控除を受けられません。

○確定申告をする方は、税務署で申告する場合も市役所で申告する場合も、その際に一緒に手続きができます。

○確定申告の必要がない方(給与所得のみで医療費控除などの申告をしない方等)は2月7日から4月15日(4月12日出)13日(日)も受付予定)までに各申告会場(3月18日以降は税務課(象洞庁舎)、金浦市民SC総務班、仁賀保市民SC総務班)にて手続きをしてください。対象者は源泉徴収票の「住宅借入金等特別税額控除可能額」欄に記載がある方です。

※ただし住民税が非課税の方は該当になりません。

※なお、申告書は1月下旬から税務署、税務課(象洞庁舎)、金浦市民SC総務班、仁賀保市民SC総務班に備え付けます。

す。ご自分で計算し記入をすることが出来る方は、その申告書に記入し提出(郵送可)していただいても結構です。

【年度間の所得変動にかかる措置】(表2)

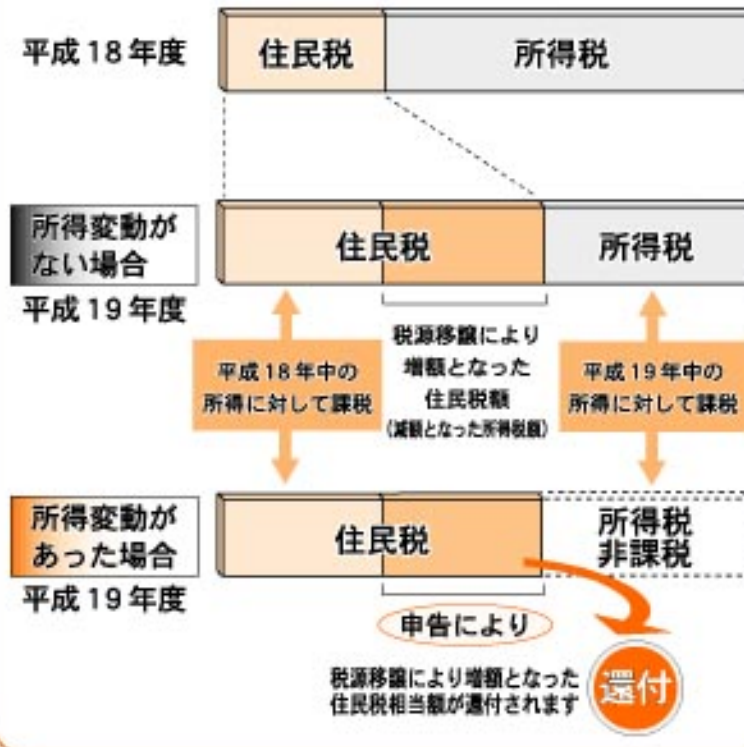
平成19年中に、所得が減ったなどの事由により所得税が課税されなくなった方は、税源移譲で所得税の税率が下がったことによる税負担減の恩恵は受けられず、住民税が上がったことによる税負担増の影響のみ受けることになってしまいます。

このことに対する措置として、平成20年7月1日から7月31日までに市役所に申告書を提出することによって、すでに納付済みの平成19年度の住民税から、算出増額分を還付します(平成19年度の住民税が課税されている市への申告ですので、転出・入があった方はご注意ください)。

詳しい手続きについては、後日広報等でお知らせします。

※なお、対象者は住民税と所得税の人的控除額の差の合計額が平成20年度の住民税の合計課税所得金額(分離課税分を含む)以上になる人に限られますので、詳しくはお問い合わせください。

表2 年度間の所得変動にかかる措置



●住民税(市・県民税)、所得税の申告が必要の人

- ・平成20年1月1日に当市に住居がある人、または住んでいる人で次に該当する場合は住民税、所得税の申告が必要です。
- ・平成19年1月1日から12月31日までに所得のあった人
- ・給与所得者で勤務先から給与支払報告書が提出されている人
- ・事業(卸小売業等の営業、農業、漁業)をしている人
- ・不動産収入(家賃、小作料、地代等)があった人
- ・土地や建物売り、譲渡所得があった人
- ・給与収入が2,000万円を超えた人
- ・給与や退職所得以外の所得金額が20万円を超えた人
- ・2力以上から給与を受けた人
- ・国民健康保険加入者(世帯全員の申告が必要となります)
- ・所得および課税等証明書を必要とする人(他市町村の人に扶養されている人など)

●その他の注意点

申告しない場合は、無申告加算税が追徴されることがあります。また、国民健康保険税の軽減を受けられなかったり、所得証明書が発行できませんので、忘れずに期限内に申告してください。

会社を中途退社された方や年末調整できなかった方も雑損・医療費・社会保険料・障害者などの所得控除を申告できます。

※パソコンによる申告相談でするので申告書用紙には、住所および氏名等を記入しないでお持ちください。

申告会場では、受付窓口で番号札を受け取り、自分の順番をお待ちください。

●収支内訳書の記載について

事業をしている方は、収支内訳書を必ず記載し、項目別に各領収書控えや証明証書等を整理のうえ、お越しください。

各地域の申告日程については、7ページに掲載しています。